

第1575号

AFN-1575

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行  
葵総合経営センターだより週刊版

2025年 8/25 (月)

## 『令和7年分以後の所得税法上の 同一生計配偶者の所得要件の見直し』

令和7年税制改正により、令和7年分以後の所得税について、同一生計配偶者の合計所得金額要件が改正前の48万円以下から58万円以下に、10万円引き上げられています。

### 1. 令和7年度税制改正「前」の所得税法上の同一生計配偶者の定義

改正前の所得税法における同一生計配偶者とは、居住者（納税者本人）の配偶者でその居住者と生計を一にする人（※1）のうち、合計所得金額が48万円以下（※2）である人をいいます。

（※1）青色事業専従者に該当する人で給与の支払を受ける人及び（白色）事業専従者に該当する人（青色事業専従者等）を除きます。

（※2）所得が給与所得のみである人の場合、令和7年度税制改正前は、給与収入が103万円以下であるときに合計所得金額が48万円以下となります。

### 2. 令和7年度税制改正「後」の所得税法上の同一生計配偶者の定義

令和7年度税制改正後の所得税法における同一生計配偶者とは、居住者（納税者本人）の配偶者でその居住者と生計を一にする人のうち、合計所得金額が58万円以下である人をいいます。

この改正と、給与所得控除の見直し（※3）とを合わせると、所得が給与所得のみである人の場合、令和7年度税制改正後は、給与収入が123万円以下であるときに合計所得金額が58万円以下となり、所得税法上の同一生計配偶者となります（※4）。

この改正は、令和7年分以後の所得税について適用されます。

（※3）令和7年度税制改正による給与所得控除の見直しの概要は、下記の表のとおりです。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

| 給与の収入金額             | 給与所得控除額 |                 |
|---------------------|---------|-----------------|
|                     | 改正後     | 改正前             |
| 162万5,000円以下        | 65万円    | 55万円            |
| 162万5,000円超 180万円以下 |         | その収入金額×40%－10万円 |
| 180万円超 190万円以下      |         | その収入金額×30%＋8万円  |

（注）給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

〔出典〕国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）（令和7年4月）」

（※4）なお、所得税法上の「配偶者控除」の対象となるのは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下の居住者（納税者本人）の配偶者です。

※メールでの受信をご希望の方は、下記『e-mail』までご連絡ください。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

（葵総合税理士法人）

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)